明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**総務**四六三）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**四六四）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（**法務**四六八）　三〇
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件（**同**四六九）　三

〔**官庁報告**〕

法　務

判決（最高裁判所）　三

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　六六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　八六
会社その他
会社決算公告　八九